

土木交通委員会

説明資料

平成28年3月11日

緑政土木局

目 次

頁

(道路橋りよう総務費)

1 国直轄道路事業負担金について -----	1
------------------------	---

(道路橋りよう総務費・交通安全施設費・公園整備費)

2 世界の「AIOIYAMA」プロジェクトについて -----	2
---------------------------------	---

(交通安全施設費)

3 自転車駐車場について -----	8
4 自転車レーンの整備について -----	9

(街路事業費)

5 名鉄瀬戸線小幡架道橋について -----	11
------------------------	----

(緑化推進費)

6 街路樹再生指針に基づく予算について -----	12
---------------------------	----

(公園維持費)

7 欠下公園における取り組みについて -----	13
--------------------------	----

(東山総合公園費)

8 東山動植物園開園80周年記念事業について -----	15
9 平和堂の千手観音像について -----	16

(農業振興費)

10 地産地消について -----	18
11 農業センターの主なイベントについて -----	20

(第36号議案 名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正)

12 みどりが丘公園の墓地使用料について -----	21
----------------------------	----

(関連事項)

13 名古屋市震災対策実施計画について -----	22
14 愛知県体育館について -----	24

1 国直轄道路事業負担金について

区 分	路 線 名	主 な 内 容	負 担 金
新 設 ・ 改 築	1 号 2 3 号 3 0 2 号 近畿自動車道伊勢線	1 号熱田伝馬橋架替 2 3 号環境対策 3 0 2 号西南部改築 近畿自動車道伊勢線新設	百万円 4, 2 4 0
共 同 溝 ・ 電線共同溝	1 号 1 9 号 3 0 2 号	1 号有松共同溝 1 9 号守山電線共同溝 3 0 2 号鳴海共同溝	2 1 0
交 通 安 全	1 号 1 9 号 2 2 号 2 3 号 4 1 号 1 5 3 号 3 0 2 号	交差点改良 防護柵・道路標識 など	1 5 0
計			4, 6 0 0

2 世界の「A I O I Y A M A」 プロジェクトについて

(1) 道路事業廃止に向けた交通調査

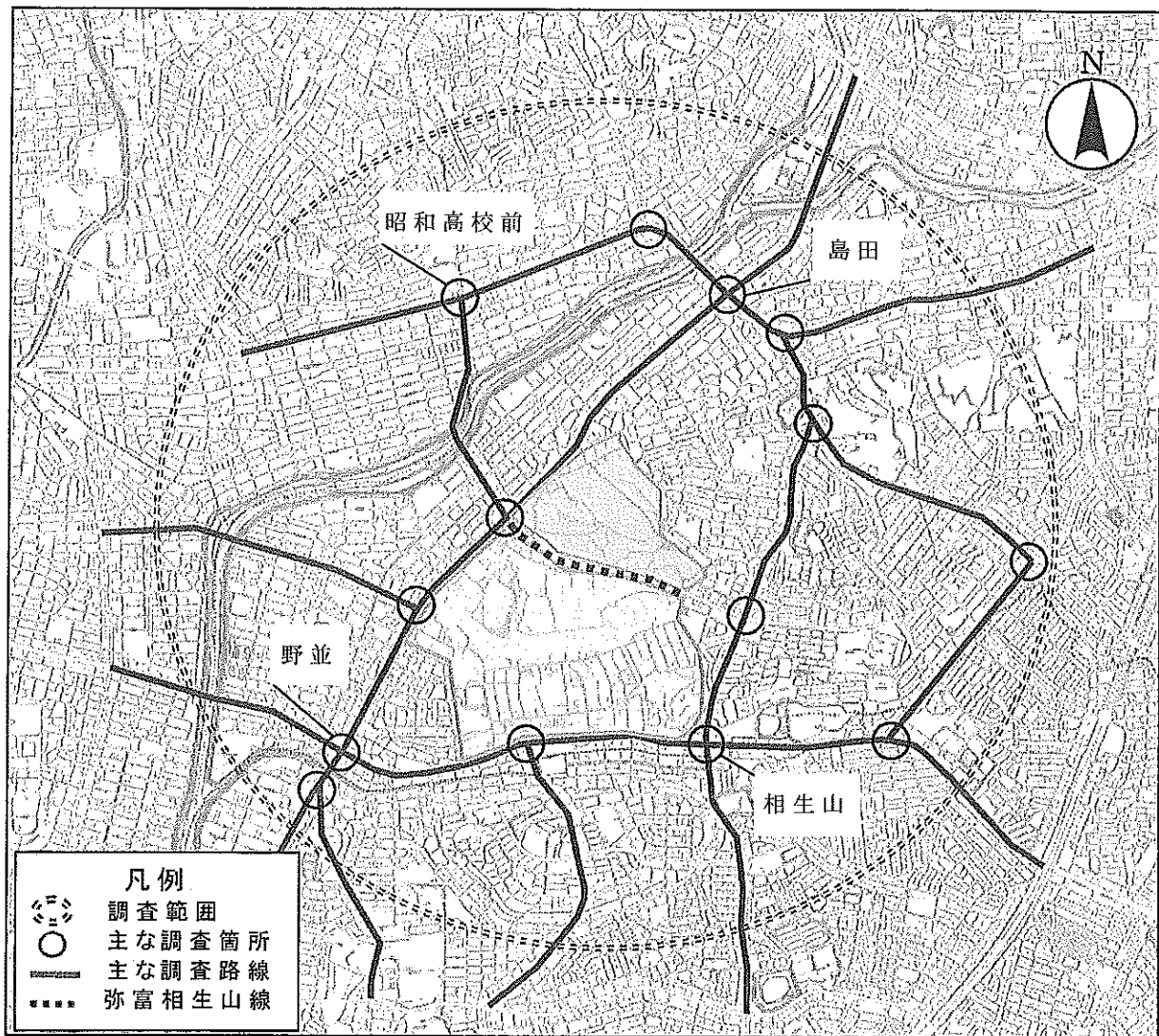
ア 目的

弥富相生山線が担う予定であった道路ネットワーク機能を確保するために、周辺の現在の交通状況を調査し、交通課題を把握する。

イ 内容

区 分		内 容
各種交通調査	交差点交通	・方向別、車線別、車種別、時間帯別、流入流出別に交通量を観測 ・信号サイクル長、交差点構造を調査
	渋滞状況	・7時～9時及び17時～19時の渋滞状況を調査
	幹線道路構造	・車線や路側帯の幅、沿道状況を調査
	平均速度	・調査路線で他の車両に追従する速度で実車走行し、所要時間を計測
調査結果の集計、分析及び交通課題の把握		・各種交通調査結果の集計、分析 ・課題のある交差点や区間を把握し、問題点を抽出

ウ 箇所図



(2) 緑地整備に係る自然環境調査

ア 目的

自然環境の保全や活用を図る緑地計画を検討するために、相生山緑地の現状について調査する。

イ 内容

(ア) 動物の生息状況

(イ) 植物の分布状況

(3) 近隣地区の通過交通対策

ア 目的

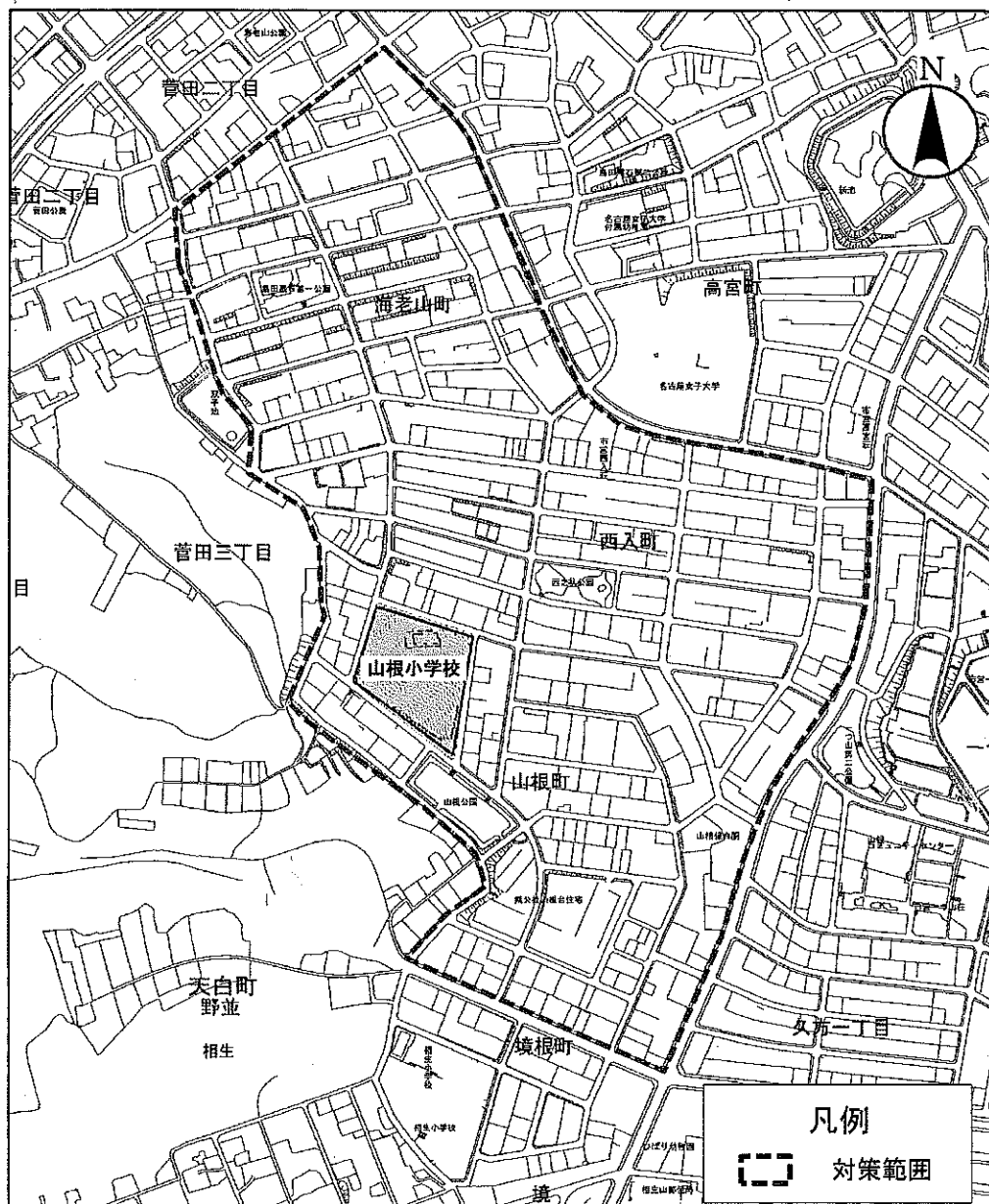
住民の安全のために、近隣住宅地への通過自動車の入り込み対策を実施する。

イ 内容

(ア) 対策範囲及び交差点を明確化する工事

(イ) 実施した対策工事の効果検証

ウ 箇所図



(4) 山根学区交通対策協議会で実施したアンケートの結果

ア アンケートの概要

(ア) 実施時期 平成27年10月

(イ) 配布数 約1,000枚

(ウ) 回収数 587枚

イ 集計結果

(ア) 交差点に関する意見 約1,300件

見通しが悪い	30 %
一時停止を守らない	29
一方通行・進入禁止を守らない	12
スピードを出している	10
頻繁に通り抜けている	6
路上駐車が多い	5
その他	8

(イ) 交差点間に関する意見 約4,300件

スピードを出している	35 %
頻繁に通り抜けている	34
路上駐車が多い	13
一方通行・進入禁止を守らない	6
一時停止を守らない	4
見通しが悪い	4
その他	4

ウ 主な自由意見

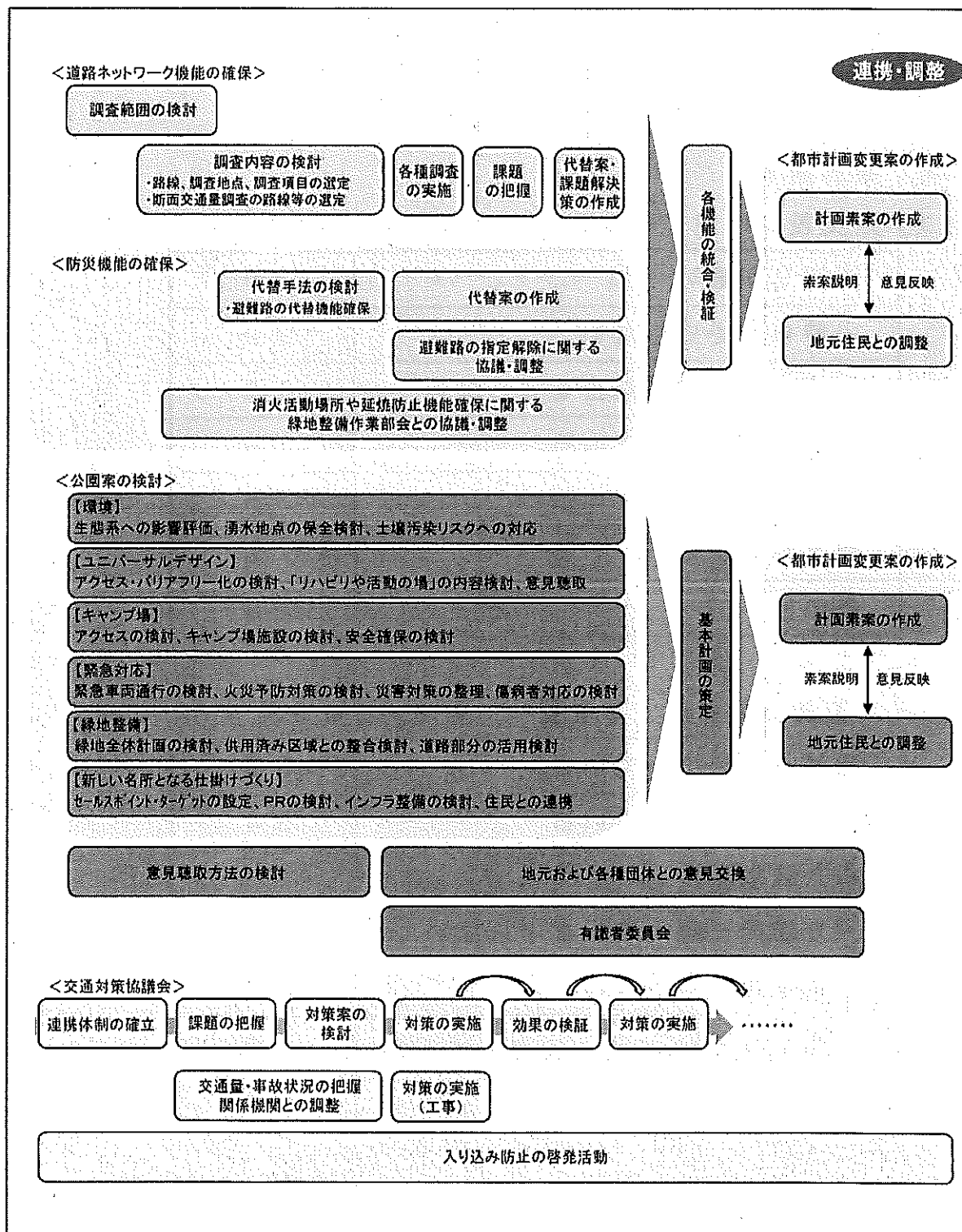
(ア) 進入禁止、一方通行など交通規制に関する意見

(イ) 区画線の設置など交通安全施設整備に関する意見

(ウ) 見通し不良など危険箇所や危険な状況に関する意見

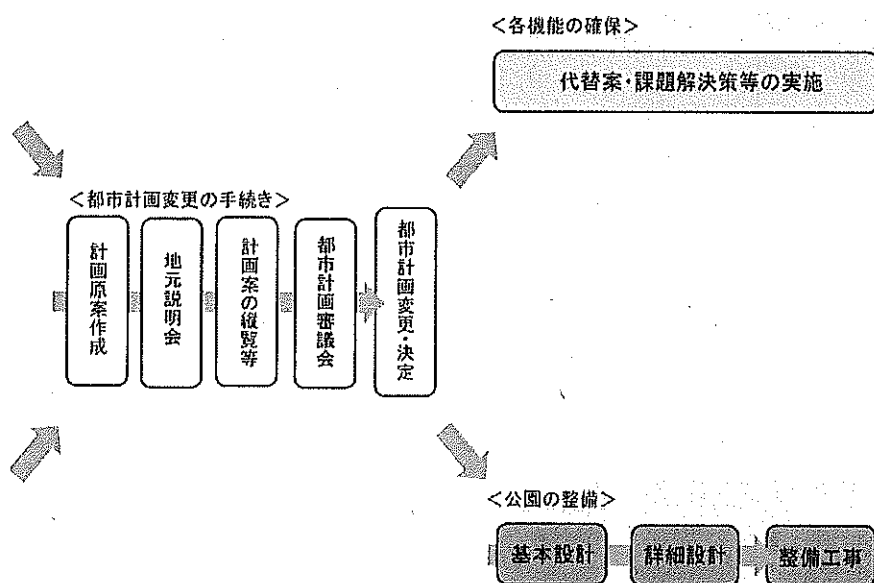
(5) 検討の手順

課題解決に向けた検討フロ



(注) 世界の「AIOIYAMA」プロジェクト検討会議（第2回）資料より。

一(案)



＜凡例＞

道路事業廃止

緑地整備

交通対策

道路事業廃止 共通
緑地整備

3 自転車駐車場について

区 分	箇 所 数	収 容 台 数
無 料 自 転 車 駐 車 場	箇 所 1 5 3	台 2 6 , 5 9 6
有 料 自 転 車 駐 車 場	1 9 9	6 0 , 2 5 5
計	3 5 2	8 6 , 8 5 1

(注) 平成 2 8 年 2 月 末 現 在。

4 自転車レーンの整備について

(1) 選定基準及び評価方法

ア 選定基準：片側1車線、車道幅員9m以上で歩道のある道路のうち選定基準に複数該当する路線

イ 評価方法：項目ごとに評価値を積算

選 定 基 準	評 価 方 法
歩行者の交通量が多い路線 (140人/ピーク2時間以上)	歩行者交通量 評価値：人/2時間 × 0.05点
自転車の交通量が多い路線 (160台/ピーク2時間以上)	自転車交通量 評価値：台/2時間 × 0.1点
自転車関連事故の発生率が高い 路線 (1回/年/km以上)	自転車関連事故率 評価値：事故件数/年/km × 5点
鉄道駅が近くにある路線	近接駅数 評価値：近接駅数/km × 1点
学校が近くにある路線 (小・中・高等学校等)	近接学校数 評価値：近接学校数/km × 2点
地域の要望がある路線	通学路検討会等での要望 評価値：10～30点
歩道幅員が狭い路線	歩道有効幅員が2m以下 評価値：10～20点

(2) 整備候補路線

路 線 名	整 備 区 間	延 長
市道久屋高岳町線 始め 5 路線	東区泉一丁目 ～千種区豊年町	k m 2 . 8
市道則武新町三丁目 第 1 号線	西区則武新町四丁目 ～菊井一丁目	0 . 6
市道西藪下輪ノ内町線 始め 4 路線	西区菊井一丁目 ～牛島町	1 . 2
市道三蔵通 始め 2 路線	中村区名駅南一丁目 ～中区栄三丁目	2 . 0
市道平針第 7 1 号線 始め 8 路線	天白区植田西二丁目 ～平針二丁目	2 . 5

(3) 平成 2 5 年度整備区間の交通死傷者事故件数の推移

整備区間：守山区守山三丁目～新城（守山交差点～小幡宮前交差点）

延 長：1 . 2 k m

平成 2 5 年	平成 2 6 年
件	件
1 3	5

5 名鉄瀬戸線小幡架道橋について

(1) 予算額

平成26年度	平成27年度	平成28年度
千円	千円	千円
219,500	298,000	495,500

(2) 全体事業費

事業者	金額
名古屋市	99 億円
国土交通省	112
名古屋鉄道株式会社	38
計	249

6 街路樹再生指針に基づく予算について

(1) 再生方針1「計画的な更新・撤去による街路樹再生」

ア 「街路樹緊急安全対策」による撤去

平成27年度	平成28年度
千円 —	千円 40,000

イ 県費補助「美しい並木道再生事業」による更新

平成27年度	平成28年度
千円 100,000	千円 125,000

(2) 再生方針2「樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生」及び 再生方針3「名古屋の顔となるシンボル並木の形成」

ア 街路樹の剪定

平成27年度	平成28年度
千円 485,600	千円 485,600

7 欠下公園における取り組みについて

(1) 背景

ア 平成24年度

植田南学区内3公園の利用者へヒアリング調査

イ 平成25年度

(ア) 「みんなの公園づくりプロジェクト」の立ち上げ

(イ) 植田南小学校に協力を依頼し、総合学習の打ち合わせ

(ウ) 実施場所を施設更新が予定されていた欠下公園に決定

(2) 平成26年度における総合学習での取り組み

区 分	開 催 日	テ ー マ
第1回	5月21日	公園について学ぼう
第2回	6月 5日	公園に行ってみてイメージしよう
第3回	6月11日	公園をデザインしよう VOL. 1
第4回	6月18日	公園をデザインしよう VOL. 2
第5回	6月25日	どんな公園デザインができたか発表しよう
第6回	1月 9日	いったいどんな公園になっていくのでしょうか？

(3) 主な意見と意見を反映して設置した施設

主 意 見	意見を反映して設置した施設
ハンモックが欲しい	乗る部分がハンモックのようになっているブランコ
カラフルな色のグローブジャングルが良い	カラフルに塗装したグローブジャングル
ターザンロープが欲しい	ターザンロープ
クライミングがしたい	クライミングウォールがついた複合遊具
面白い形のシーソーが欲しい	3人乗りスプリングシーソー
足つぼ健康器具が欲しい	敷き並べた小石の上を歩いて足つぼを押す健康器具系施設

8 東山動植物園開園80周年記念事業 について

区 分	開園70周年記念事業	開園80周年記念事業
期 間	平成19年3月17日(土) ～6月3日(日)	平成29年3月18日(土) ～6月4日(日)
目標入園者数	100万人 (1,013,782人)	110万人
総事業費	120,000千円 (154,600千円)	110,000千円
主 な 内 容	・ワ～オチューブ (ライオン) ・コアラの森のさんぽ道 ・キリンの展望デッキ ・樹快ダー(大滑り台) ・合掌造り屋根ふき替え ・開園70周年の歩みの 展示と再生後の動植物 園の紹介	(催事の基本的な考え方) ・動植物の持つ生命力を体 感できる展示や催し ・園内を回遊し、楽しみな がら動植物の生態を学べ る催し ・市民との協働や市民が参 加できる催し ・再生事業のPR

(注) 目標入園者数及び総事業費欄の()書きの数字は実績値。

9 平和堂の千手観音像について

(1) 経緯

年 月	内 容
昭和16年3月	日華親善のため、全日本仏教徒の名において南京市へ十一面観音像を贈呈
昭和16年6月	答礼として、南京市から全日本仏教徒へ千手観音像が寄贈され、代表して大日本仏教会（注）の名古屋市仏教会会長（名古屋市長）が受領 [保管場所：東別院→日泰寺→相応寺→建中寺]
昭和29年～ 昭和33年	名古屋平和堂建設会が千手観音像を奉安するための平和堂建設を計画するが、資金難により中断
昭和36年2月	名古屋平和堂建設会より名古屋市に平和堂の寄附採納願書の提出
昭和36年3月	名古屋市会で平和堂の寄附採納を全会一致で議決
昭和36年～ 昭和39年	平和堂の建設を引き継ぎ、平和堂が完成 千手観音像を建中寺より平和堂へ移設
～現在	本市が保管

（注）大日本仏教会は解散し、像の所有者は不明確の状態であるに至る。

(2) 調査

調査年月日	平成20年2月25日
調査機関	財団法人美術院
調査結果	表面にはほこりがたまり、漆ぱくや彩色の浮き上がり、はく離が進行している。光背は各部の取り付けや全体の立ちが不安定で、台座は内部の強度次第で強化の措置が必要であるが、仏像本体には構造的に問題ない。

(3) 公開予定日

期 間	日 数
平成28年4月2日(土)～4日(月)	3日間
平成28年8月13日(土)～15日(月)	3日間
平成28年9月22日(木・祝)～25日(日)	4日間
平成29年3月17日(金)～20日(月・祝)	4日間

(注) 公開時間は全て午前10時から午後3時まで。

(4) 公開日程の周知

- ア 平和公園会館に写真入りパネルの設置
- イ 地下鉄星ヶ丘駅及び自由ヶ丘駅の構内にポスターの掲示
- ウ 市バス星丘11号系統はじめ13路線のバス車内に配布用チラシの設置

10 地産地消について

(1) 名古屋の野菜生産量について

品 目 名	平成26年度	平成25年度
ト マ ト	5 3 9 ^t	5 4 3 ^t
た ま ね ぎ	4 9 4	4 8 7
キ ャ ベ ツ	2 9 4	2 5 0
ブロッコリー	2 5 9	2 2 1
は く さ い	2 5 5	2 4 8
そ の 他	1 , 6 4 2	1 , 6 8 9
計	3 , 4 8 3	3 , 4 3 8

(2) 平成27年度のイベントについて

ア 地産地消イベント

イベント名	開催場所	開催時期
れんげの花摘みとハチミツしぼり体験	守山区	4月
名古屋市農産物品評会 わくわく夏の収穫祭2015	天白区	7月
中川区地産地消フェア	中川区	11月
あいちの農林水産フェア	中区	11月
守山ブロック農産物品評会	守山区	12月
天白区農産物品評会	天白区	12月

イ 地産地消コーナーを設けた主なイベント

イベント名	開催場所	開催時期
東谷山フルーツパーク シダレザクラまつり	守山区	4月
東谷山フルーツパーク トロピカルフルーツフェア	守山区	5月
環境デーなごや2015	中区	9月
東谷山フルーツパーク 秋のフルーツフェア	守山区	10月
港区民まつり	港区	11月
名古屋市農業センター 農業センターまつり	天白区	11月
名古屋市農業センター しだれ梅まつり	天白区	2～3月

1 1 農業センターの主なイベントについて

イ ベ ン ト 名	入 園 者 数	
	平成 2 7 年 度	平成 2 6 年 度
ゴールデンウィークフェア (5 月)	人 26,250	人 19,720
わくわく夏の収穫祭 2 0 1 5 (7 月)	11,344	—
ふれあい広場 2 0 1 5 (1 0 月)	6,807	—
農業センターまつり (1 1 月)	32,006	38,200
いも煮まつり～でら☆ごっつお～ (1 1 月)	31,789	—
しだれ梅まつり (2 ～ 3 月)	224,400	265,800

1 2 みどりが丘公園の墓地使用料について

(1) 使用料単価 (1 m²あたり)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
単 価	円 396,000	円 407,000	円 419,000	円 431,000	円 443,000

(注) 平成 2 8 年度から段階的に引き上げ予定。

(2) 区画別使用料

種 別		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
普通墓地	m ²	円	円	円	円	円
	1.08	427,680	439,560	452,520	465,480	478,440
	1.92	760,320	781,440	804,480	827,520	850,560
	3	1,188,000	1,221,000	1,257,000	1,293,000	1,329,000
	4	1,584,000	1,628,000	1,676,000	1,724,000	1,772,000
	6	2,376,000	2,442,000	2,514,000	2,586,000	2,658,000
	8	3,168,000	3,256,000	3,352,000	3,448,000	3,544,000
	12	4,752,000	4,884,000	5,028,000	5,172,000	5,316,000
芝生墓地	3	1,188,000	1,221,000	1,257,000	1,293,000	1,329,000
	4	1,584,000	1,628,000	1,676,000	1,724,000	1,772,000

1 3 名古屋市震災対策実施計画について

指 標	現状値 (2 5 年度)	実績値 (2 6 年度)	目標値 (3 0 年度)
東山動植物園内施設における耐震対策が必要な施設の耐震化達成率	% 約 17	% 約 17	% 100
耐震補強実施橋りょう数	橋 事業中 8	橋 着手 [4] 完了 [2]	橋 着手 [21] 完了 [27]
耐震改築実施橋りょう数	橋 事業中 2	橋 事業中 [2]	橋 事業中 [2]
山崎川堤防の耐震化延長	m 80	m [600]	m [3, 700]
防災協力農地登録箇所数	—	箇所 12	箇所 200
震災に強いまちづくり方針において避難地と位置付けられている公園のうち整備済み公園数	箇所 141	箇所 141	箇所 145
舗装道の補修面積	h a 47	h a [42]	h a [262]
街路灯の更新数	基 累計 2, 407	基 [389]	基 [3, 837]
緊急輸送道路網の整備箇所数	箇所 事業中 8	箇所 事業中 [8]	箇所 完了 [6]
電線類の地中化実施路線数	路線 事業中 2	路線 事業中 [2]	路線 完了 [1]

指 標	現状値 (2 5 年度)	実績値 (2 6 年度)	目標値 (3 0 年度)
維持管理計画に基づき予 防保全型の補修に着手し た橋りょうの割合	% 27	% 33	% 70
排水路の改良延長	k m 累計 19.7	k m [6.9]	k m [16.6]
整備・更新等を実施した ポンプ所数	箇所 16	箇所 [15]	箇所 [89]
堀川の整備率	% 35.4	% 35.7	% 40
土地改良区の排水機場の 改修工事実施箇所数	箇所 機能診断 5	箇所 着手 [2] 完了 [1]	箇所 完了 [5]
街区の世界座標データ化 済みの市域面積の割合	% 18.1	% 21.2	%程度 50
河川台帳調製済みの河川 数	河川 22	河川 22	河川 24

(注 1) 現状値欄には平成 2 5 年度末時点での実績値を、実績値欄には平成 2 6 年度末時点での実績値を、目標値欄には平成 3 0 年度末時点での見込み実績値を記載。

(注 2) 目標値欄に [] が記載されている指標については、原則として、現状値欄には平成 2 5 年度における事業量を、実績値欄には平成 2 6 年度における事業量を、目標値欄には平成 2 6 年度～3 0 年度の 5 年間の見込み事業量を記載。

1 4 愛知県体育館について

(1) 覚書 (昭和38年1月11日締結)

覚

書

名古屋都市計画第15号名城公園の境域内において、愛知県体育館を建設するにあたり、愛知県知事 (以下「知事」という。) と名古屋市長 (以下「市長」という。) の両者間において次の事項を確約する。

- 1 名古屋都市計画公園事業のうち、体育館及びその附属施設にかかるものについては、知事の執行する事業とする。
- 2 前項の知事の執行する体育館及びその附属施設とは、別図に表示する区域内のすべての施設とする。
- 3 第1項の知事執行事業の区域の土地は、将来名古屋市が設置する都市公園に包括されるものとする。ただし、体育館及びその附属施設については、知事の設置する公園施設とする。
- 4 知事は、体育館及びその附属施設にかかる土地が、都市公園法の適用をうけるに至ったときは、直ちに第2項の施設について同法第5条第2項の規定による公園管理者 (名古屋市) の公園施設設置許可をうけるものとする。
- 5 公園管理者 (名古屋市) は、前項の許可申請に対して、第2項のすべての施設に公園施設設置の許可を与えるものとする。この場合において公園管理者は、公園管理上必要な条件を附することができる。
- 6 知事は、第4項の都市公園法に基づく手続き完了の日の前までに、体育館及びその附属施設の工事に着手するとき

名 古

は、市長を経由して土地所有者の工事承諾を得るものとする。

ワ 知事は、体育館及びその附属施設の工事のため、公園境界内の諸施設を損壊したときは、知事においてその補償、復旧をするものとする。

本賛書の内容として、本書2通を作成し、知事市長双方記名押印の上、各一部を所持する。

昭和38年1月11日

愛知県知事 桑 原 幹 根

名古屋市長 杉 戸

清

名古屋市

(14 B4)

(2) 公園施設設置許可証 (昭和38年10月1日許可日) 及び許可条件

第4号様式 (第2条第3項)

許可番号 指令41323

許 可 証

住所 名古屋市中區西區町八丁目一五
 申請者 愛知県知事
 氏名 桑原幹根

関係都市公園名	名城公園
許可の場所	先取図の通り 使用面積 394.10 ^m 2
許可の事項	添付申請書の通り (体育館地下1棟設置)
許可の期間	自 昭和38年10月1日 至 昭和39年9月30日
都市公園の復旧方法	施設設置後に申請者に於いて 施設物件を撤去し復旧のこと
使用料の額	免除する
許可の条件	下記のとおり
その他	(添付書類 枚)

上記のとおり都市公園内における 施設設置 を許可する。

昭和38年10月1日

名古屋市長 杉戸 清 印

記

第1条 申請者は、公園の使用にあたっては、事前に所轄土木出張所と打合せその指示に従うこと。

第2条 設置する公園施設（以下「施設」という。）は、申請書のとおりとする。

2. 前項の施設を変更（改装を含む。）しようとするときは、本市の許可を受けなければならない。

第3条 申請者は、仮設工作物の設置にあたっては、事前に所轄土木出張所と打合せその指示に従うこと。

2. 施設の設置を終了したとき又は仮設工作物を撤去したときについても前項と同様とする。

第4条 本市は、施設の設置に必要な費用を一切負担しない。

第5条 申請者は、施設設置工事の施行にあたっては、他の公園施設及び本市が管理する樹木その他の物件に損害を

与えてはならない。

2. やむを得ない事由により前項の施設又は物件を除却

移転等変更する必要があるときは、あらかじめ関係団

体を添えて、本市の承認を得なければならぬ。

カ6条 申請者は、施設の設置工事を施行するにあたり、土地

発掘等により埋蔵物件等を発見したときは、本市の指示

を受け、指定する場所に集積しなければならない。

カ7条 工事の施行に伴い発生する損害は、すべて申請者

において負担すること。

カ8条 施設の設置及び管理に基因して生じた一切の問題

については、申請者の責任において処理すること。

カ9条 申請者は、施設の設置期間中、施設の火災防止、利

用者の保護、その他危険防止に万全を期すること。

2. 申請者は、施設の設置期間中、別紙図面の区域について、除草・清掃等を行ない常に清潔を保持すること。

第10条 申請者は、施設の運営にあたっては、公園の美観保持に充分留意すること。

第11条 本市において必要と認めるときは、使用許可条件を変更し、又は使用許可を取り消すことがある。この場合において申請者が損害を受けることがあっても、本市は賠償の責を負わない。

第12条 申請者は、施設の設置期間が終了し、施設の設置を廃止し、又は使用許可を取り消されたときは、すみやかに申請者の負担において許可にかゝる施設を、本市の指示により除去し、又は原状に回復してその旨を所轄土木出張所に届け出て検査を受けなければならない。

第13条 申請者は、施設の管理運営方法については、あらかじめ

本市の許可を受けなければならない。

2 申請者は、施設の管理運営状況について、本市が別に定め

るところにより、毎年定期的に文書をもって報告すること。

第14条 施設の設置に伴う公園の使用料については、施設の設

置工事期間中 全額 免除する。ただし工事完成後の

使用料は、別に定める。

第15条 申請者は、施設の設置工事が完了したときは、遅滞なく

関係図面等を添えて報告すること。

第16条 申請者は、食堂又は売店を開設しようとするときは、

その規模、構造、販売品目、ソーカー名、販売価格その他

本市の指定する事項について、あらかじめ本市の許可を受けな

なければならない。

2 前項の許可事項を変更しようとするときは、あらかじめ

本市の許可を受けなければならぬ。

第17条 申請者は、施設をスポーツ、レクリエーションその他社会

教育の振興を図ることを目的とした公共施設にふさわ

しい利用に供しなければならない。

2 前項の規定に違反した利用であると本市が認めるとき

は、利用の中止を求めることがある。

第18条 申請者は、前各条に定めのない事項又は疑義を生じた

事項については、本市の指示に従うこと。

第19条 申請者は、都市公園法、都市公園法施行令、及び

厚生省都市公園条例及び名古屋都市公園条例施行細

則を守ること。

(3) 公園施設設置許可証（昭和44年4月1日許可日）及び許可条件

第4号様式（第2条第2項）

44指令第6-14号 許 可 証 申請者 住所 名古屋市中区三の丸1-2 氏名 愛知県知事 桑原 幹根	
関係都市公園名	名城公園
許可の場所	名城公園 見取図の通り 設置面積 39,410.22
許可の事項	添付申請書のとおり (愛知県体育館及附属施設設置)
許可の期間	自 昭和44年 4月 1日 至 昭和48年 3月 31日
都市公園の復旧法	原状に復旧すること
使用料の額	別途本庁が発行する納入通知書に する額とする。
許可の条件	下記のとおり
その他	(添付書類 枚)
上記のとおり都市公園内における 施設設置 を許可する 愛知県知事 桑原 幹根 名古屋市長 杉戸 清 記	

3×100×30

第1条 申請者は、公園施設の設置にあたっては、事前に、竹野土木出張所と打合せ、その指示に従うこと。

第2条 設置する公園施設(以下「施設」という。)は、申請書のとおりとする。

2 前項の施設を変更(改装を含む。)しようとするときは、本市の許可を受けなければならない。

第3条 屋外において、仮設工作物を設置しようとするときは、施設の設置区域内、であっても、本市の許可を受けなければならない。

第4条 本市は、施設の設置、運営に要する費用を一切負担しない。

第5条 申請者は、施設の設置にあたって、他の公園施設及び物件に損害を与えてはならない。

2 やむを得ない事由により前項の施設又は物件を除去・

移転等変更する必要があるときは、あらかじめ関係図面を

添えて、本市の承認を得なければならぬ。

第6条 施設の設置及び管理に基いて生じた一切の問題に

ついては、申請者の責任において処理すること。

第7条 申請者は、施設の設置期間中、施設の火災防止・

利用者の保護・その他危険防止に十全を期すること。

2 申請者は、施設の設置期間中、関係図面の区域に

ついて、除草・清掃等を行ない、常に清潔を保持すること。

第8条 申請者は、施設の設置にあたっては、公園の美観保

持に充分留意すること。

第9条 本市において必要と認めるときは、使用許可条件を変更

し、又は使用許可を取り消すことがある。この場合において

申請者が損害を受けるとがあつても、本市は賠償の責を負わない。

第10条 申請者は、施設の設置期間が終了し、施設の設置を廃止し、又は使用許可を取り消されたときは、すみやかに申請者の負担において許可にかゝる施設を、本市の指示により除去し、又は原状に回復して、その旨を所轄土木出張所に届け出て、検査を受けなければならない。

第11条 申請者は、施設の管理運営方法を変更しようとするときは、あらかじめ本市の許可を受けなければならない。

2 申請者は、施設の管理運営状況について、本市が別に定めるところにより、毎年定期的に文書をもって報告するもの。

第12条 申請者は、食堂又は売店を運営しようとするときは、その規模、構造、販売品目、メーカー名、販売価格その他本市の

指定する事項について、あらかじめ本市の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可事項を変更しようとするときは、あらかじめ本市の許可を受けなければならぬ。

第13条 申請者は、施設とスポーツ、レクリエーション、その他社会教育の振興を図ることを目的とした公共施設にふさわしい利用に供しなければならぬ。

2 前項の規定に違反した利用であると本市が認めるときは、利用の中止を求めることがある。

第14条 申請者は、前各条に定めのない事項又は定義と生じた事項については、本市の指示に従うこと。

第15条 申請者は、都市公園法、都市公園法施行令、名古屋市都市公園条例及び名古屋市都市公園条例施行細則を守ることを。

(4) 公園施設設置許可証 (平成25年3月13日許可日) 及び許可条件

第4号様式(第2条第2項)



更新

24指令土緑管第 3-322 号

許可証

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

申請者

愛知県

氏 名 愛知県知事

大村 秀章 様

(教育委員会体育スポーツ課)

関係都市公園名	名城公園(北区)
許可の場所	申請図面のとおり
許可の事項	添付申請書のとおり 愛知県体育館及び附属施設 37,707.13㎡ 体育館内食堂、売店、自動販売機、公衆電話
許可の期間	平成25年4月1日 ~ 平成30年3月31日
都市公園の復旧方	原状に復旧すること
使用料の額	別途通知する額
許可の条件	別紙のとおり
その他	

上記のとおり都市公園内における 公園施設の設置 を許可します。

平成25年3月13日

名古屋市長 河村 た か し 印

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市長を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(緑政土木局緑地部緑地管理課) (A4)

(事前打合せ)

第1条 公園施設の設置にあたっては、事前に公園管理者と打合せ、その指示に従うこと。

(工事の実施方法等)

第2条 申請に基づき、工事を施工する場合には、公園利用者に危害を与えないよう万全の措置を講ずること。

- 2 工事現場には必要に応じて表示施設・防護施設・照明施設を設置すること。
- 3 工事の施工に関し、住民との間に紛争が生じたときは、公園施設設置者の責任において解決すること。

(事故の防止措置)

第3条 工事の施工に基因して発生する事故を防止するため、工事現場の状況に応じて適切な予防措置を講ずること。

- 2 工事の施工に基因して事故が発生したとき又は事故が発生する恐れが生じたときは、ただちに必要な措置を講ずること。

(事故報告)

第4条 工事の施工に基因して事故が発生したときは、直ちに事故報告書により所轄土木事務所に報告すること。

(補修責任)

第5条 工事を施工した部分及び工事の施工により影響を受ける部分に損傷が生じた場合において、その損傷が工事の施工の瑕疵に基因するものであると認められるときは、直ちにその損傷部分を補修すること。

(管理義務)

第6条 公園施設を善良なる管理者の注意をもって維持管理し、来園者の安全、災害の防止及び美観の保持に努めること。

- 2 公園施設の設置又は維持管理に基因して公園及び他の設置許可物件・占用物件に損傷が生じたとき又は他人に損害が生じたときは、ただちにその内容を事故報告書により、所轄土木事務所に報告すること。
- 3 別添図面で指示する区域については、除草・清掃その他公園管理者が必要と認める管理を行い、公園の機能を適切に保持すること。

(賠償責任)

第7条 公園施設の設置若しくは維持管理又は工事の施工に基因し発生する損害については、被許可者において賠償責任を負う。

(原状回復)

第8条 本件許可にかかる許可期間が満了した場合又は廃止した場合は、被許可者の負担において公園施設を除却し、公園を原状に回復すること。

(権利の譲渡の禁止)

第9条 公園施設の設置に関する権利を譲渡し、貸与し、担保に供し、又は第三者をして占有させ、もしくは設置又は管理させてはならない。

(許可の取り消し等)

第10条 市長は、都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合その他公園の管理上の事由又は公園の管理上の事由以外の事由に基づき必要であると認めた場合においては、許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却させるものとする。

2 都市公園関係法令及び許可条件に違反した場合には、許可を取消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、当該処分を受けた者に損失が生じても、市はその補償をしないものとする。

(届出事項)

第11条 次の各号の一に該当する場合においては、その旨をすみやかに所轄土木事務所に届け出るとともに、工事を行う場合には工事周辺区域を含めて着手前・完了後。

- 一 本件許可に係る公園施設の設置工事に着手し、又は工事を完了したとき。
- 二 本件許可に係る設置を廃止したとき。
- 三 本件許可に係る公園を原状に回復したとき。

(変更許可の申請)

第12条 本件許可を受けた者が、許可を受けた事項(許可の場所・規模・運営内容等)を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出してその許可を受けなければならない。
なお、設置許可の区域内であっても、新たな施設又は工作物の設置については、事前に公園管理者に協議し、その指示を受けること。

(継続許可の申請)

第13条 本件許可を受けた者が、許可期間満了後においても引き続き許可を受けようとするときは、その期間の満了する相当前に継続申請書を所轄土木事務所に提出して公園管理者の許可を受けなければならない。

(関係法令の遵守)

第14条 都市公園法、都市公園法施行令、名古屋市都市公園条例、名古屋市都市公園条例施行細則その他関係法令を遵守すること。

(使用料)

第15条 公園使用料は別に発行する納入通知書により納期限内に納付すること。ただし、本市の都合により、許可期間内でも使用料を変更することがある。

(特記事項)

第16条 本件設置許可物件(愛知県体育館)の利用状況について、当該年度の翌年度の4月30日までに別途公園管理者が指示する内容による利用実績報告書を提出すること。

